

INSIDE-OUT

木二中 学校だより No.38 令和6年2月14日
校長 山元 竜二

木更津市立木更津第二中学校
〒292-0801 千葉県木更津市請西941番地
☎0438(36)2280 FAX0438(36)2233

E-mail:kisarazu2-j@kisarazu.ed.jp
https://www.fureai-cloud.jp/kisa-kisarazu2-j



「個性」について考える（校則のあり方も含めて）

【個性】[こせい]：ある個人を特徴づけている性質・性格。その人固有の特性。personality、パーソナリティー。「一を發揮する」「強烈な一をもった作品」

「個性」という言葉を調べると上記のように記されています。「個性がその人固有の特性である」というのは、生まれながらに持っているものの他に、その人自身が自分の人生で培った考え方や資質・性質も含まれると思います。喜びや悲しみ、嬉しさだったり悔しさだったり、人のいたみだったり、様々な出会いや経験を通じてその人自身が長い時間をかけて学んできたこと、感じてきたこと、そのすべてが含まれている、そしてその人となり（かたど）っている、それが「個性」であると私は解釈しています。

INSIDE OUT No.38は、中学生としてのあるべき髪型・服装、いわゆる身だしなみについて。中学生として「あるべき」と表現してしまうと、多様性が叫ばれている現代と相反しているような印象を与えてしまうかもしれませんが、そうではありません。つい先日、2月5日の報道で、市民団体（教員含む）が岐阜県教育委員会に中学高校の校則改正に関して生徒の意見が反映されるよう要望書を提出したと伝えられるなど、いわゆる「ブラック校則」に対して社会的関心が高まっているというのも事実ではあります。しかし、「多様性」という言葉を誤って解釈すると「何でもアリ」の学校になってしまわないだろうか？

Yahooニュース「中高の校則改正に関して生徒の意見が反映されるよう要望書 市民団体が岐阜県教委に」

【メーテレ：名古屋テレビ2/5(月)配信】

実際にこのニュースに寄せられたコメントに目を通してみると、否定派がやや上回っているといったところでしょうか。生徒の人権を侵害するような理不尽な校則は改正されるべきだけど、学校は集団生活を営む場であることから、公共の福祉に反しない範囲において他者との関係を規律する上で一定のルールは必要ではないか、というものが多い。

確かに学校という場所は、価値観や考え方が異なる多くの「人」が集まるわけだから、当然「秩序」が保たなければならないし、秩序が保たれなければ生徒の安心・安全を確保することが難しくなるでしょう。公立中学校であれば、社会の要望だけに止まらず地域の実情に応じて学校が掲げた教育目的を達成するために必要最低限のルール＝校則はなければならないと考えます。なぜなら学校は、在籍する生徒に対して安全配慮義務を負っているからです。

みんなはまだ中学生です。例えば、眉毛や睫（まつげ）を本来あるべき姿ではなかったように細工をする。女子生徒であれば、化粧をする。あるいは定められたものではない服装で登校する、ジャージをだらしがなく着用する。それらのどれもが、何の努力もせずにできてしまうことではないかと私は思います。その気になれば誰にでもできてしまうこと。それを「個性」とは言えないことはみんなにもわかるかと思いますが。

かつてこんな生徒がいました。化粧をしてきた女子生徒を指導した際、次のような言葉が返ってきました。

「○○ちゃんも化粧してるし。何で私だけ？△△ちゃんだってしてるのに。誰にも迷惑をかけてないし。」

同じ中学生としてみんなはどう感じますか？また別の生徒は、化粧等校則違反の生徒に対して、

「●●さんだけずるい。みんな校則を守って生活しているのに●●さんだけ何で許されるの？」

この発言というか、考え方というか、みんなはどう思いますか？

「茶髪にしてはならないという法律があるわけじゃあるまいし、他人に迷惑をかけてさえいなければ親が許しているんだからいいだろう。」

という意見についてはどうですか？

ではなぜ校則に則って先生方は茶髪や化粧、服装指導をするのでしょうか？

高校入試のため？面接試験のため？将来の就職試験のため？いいえ、違います。確かに入試に備えることや就職試験ももちろん大切ですが、では公立・私立に関係なくなぜ高校は校則違反をしない、していない生徒を入学させようとするのか、考えたことはありますか？

授業や部活動を通じて鍛えられる学力や精神力・技術、または人として、と中学校3年間で学ぶこと（学力・体力・気力・人間関係・その他たくさん）は、ちょっと話を聞いたり、ちょっと練習したりだけでは絶対に身につくものではありません。3年間という長い時間をかけて根気良く繰り返し学習・練習することで自分のものになるのです。長い間、地道な努力を重ねる中で、人は新しい自分へとステージアップし、自分の価値や魅力を高めていくのです。髪を染めたり、化粧したりするのはどうだろうか？あつという間に見かけだけの自分を変えることができってしまう。誰だって椅子に座って鏡に向かえば済んでしまうこと。中学生にはそこに何の努力もいらない。しかし、中身（その人の特性＝個性）は何も変わっていないのです。つまり、自分が置かれた環境（場所＝学校）で定められた規則が守れない人、地道な努力よりも手っ取り早く結果だけを求めようとする人では、3年間の高校生活は送ることができませんよ、ということなのです。

見せかけだけの偽りの自分を「個性」とであると表現できるだろうか？中学生が人に迷惑をかけているわけではないからという理由で髪を染めたり化粧をしたりするのはどうなんだろう？では、「茶髪の子」が原因で「荒れている」と下げてしまった学校の評判は、いったい誰が責任をとるのだろうか？（地域の目は甘くない）そして、近い将来、茶髪や金髪に流行の服装で身を固めて就職試験に向かうのだろうか？

考えてみれば、中学生としての「自分」をしっかりと持っている＝自覚している人は、「何で〇〇だけ校則違反が許されるのか？」とか、「人に迷惑をかけているわけではないから校則違反をしてもいい」といったことを口にするのは絶対にないし、そもそもそんな考え方はしていないと私は思います。

そして我が木更津第二中学校のほぼ100%の生徒が、後者であると自信を持って言うことができます。

校則には合理的な理由が必要…だから解釈が難しいけど…

「茶髪の禁止」は確かに法律で定められたものではなく、個人の自由。個人の自由は憲法で保障されているものだから校則で茶髪を禁止するのは憲法違反か？というとは決してそんなことはありません。法律では禁止と定められていないことを校則で禁止にするのは、公立中学校が学校としての秩序を維持し、生徒の安心・安全を確保するという教育目的を達成させる必要性があるからです。それだけではありません。多様性が叫ばれるようになってから茶髪が人に与える印象は、かつてに比べれば大きく許容される社会にはなりましたが、茶髪が顧客に与える印象を鑑み禁止とする企業はまだ多いし、そもそも茶髪で就職活動をする学生がいない。それはどういうことかと言うと、社会通念上、茶髪が完全に許容されたわけではないということ。つまり会社や学校といった組織の中で茶髪はまだ秩序を保つ要素ではないということ。学校が組織の中で集団生活を学ぶ場所であるという側面がある以上、校則で茶髪が禁止されるということは、合理的な理由であると判断されるのです。

とはいえ、その時代における社会事情だったり、時代背景だったり、「校則」は法律とはちょっと違ってその解釈の仕方は大きく左右されるものだと考えます。当然、校則そのものが生徒の人権を侵害するものであってはならないし、必ず教育的効果を上げられるだけの合理的な必要性が求められて然るべきでもある…からこそ難しい面は大いにあります。

間もなく新年度を迎えるにあたり、今一度「木二中ライフ」を全教職員が見直して共通理解を図ると共に、生徒（生徒会代表生徒）や保護者の意見も取り入れていかなければならないと考えています。

コンビニエンスストア大手の一つ、ファミリーマートがバイトやパートに限って茶髪での勤務が許可となったことが大きくニュースにもなりました。（深刻な人手不足のため）しかし、社員についてはこれまで通り、茶髪での勤務は禁止とのこと。日本社会の社会通念を表している最たる例ではないでしょうか。

年度末を機に、中学生としてのあるべき姿をみんなも考えてみてください。